

議案第 9 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１８年千葉県市指令第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。